

矢巾町高齢者及び障がい者 ごみ戸別収集サービス支援事業

事業の内容

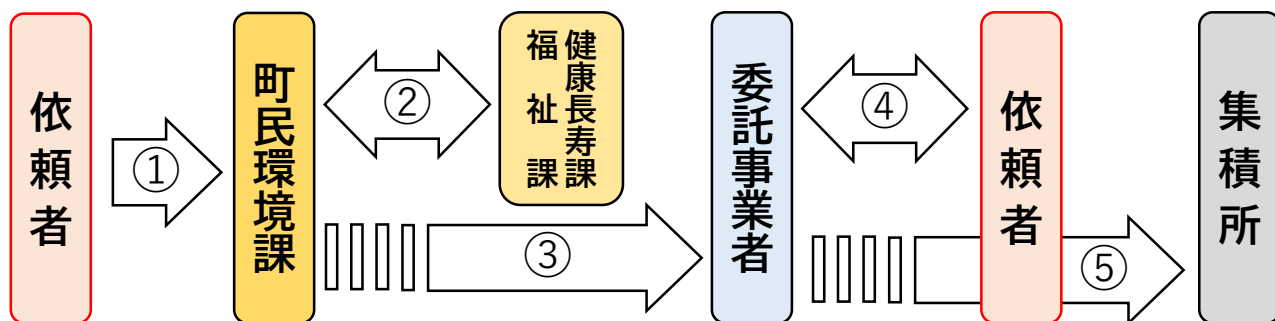
集積所へ自らごみを排出することが困難な一人暮らし等の高齢者又は障がい者等の世帯に対し、ごみの戸別収集サービスを行う事業です。

サービスの実施にあたっては、ボランティア及び近隣住民等による助け合いの原則が損なわれないように配慮します。

対象者

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、構成員全員が介護保険の要介護認定により、要介護または要支援と認定されている世帯
- ② 障がい者のみで構成されている世帯
- ③ 町長が、特にサービス実施を必要と認めた世帯

上記①②③のいずれかに該当し、集積所へ自らごみを排出することが困難で、他の者の協力が得られない世帯が対象です。



- ① 依頼者は、役場町民環境課へ連絡し、申請書を提出
- ② 町民環境課は、健康長寿課及び福祉課と対象となるか協議
- ③ 支援を決定した場合、委託事業者へ対象者の情報を伝達
- ④ 委託事業者は、依頼者と協議してごみの回収日程を決定
- ⑤ 委託事業者は、依頼者宅を訪問し、ごみを集積所へ搬入

※ ごみ収集の実施状況は町民環境課へ報告されます。

